

## 福岡看護大学 内部質保証の方針、体制及び手続

福岡看護大学は、建学の精神「教育基本法及び学校教育法に基づき、看護学に関する専門の学術を教授研究し、教養と良識を備えた有能な看護専門職を育成することを目的とし、社会福祉に貢献するとともに、看護学の進展に寄与することを使命とする」、及び中期構想に基づき、看護学に関する教育、研究の充実と発展を図るため、学則第2条を踏まえ、次のとおり内部質保証の方針、体制及び手続について定める。

### 【内部質保証の方針】

教育研究水準の向上を図り、福岡看護大学の目的及び社会的使命を達成するため、自己点検・評価委員会を置き、教育支援・教学 IR 室、教授会、研究科委員会と連携を図り、教育研究活動等の状況について自ら点検・評価を行うことにより、内部質保証を推進する。また、自発的な教育の質の向上・推進を大学の組織文化として醸成する。

### 【内部質保証の体制及び手続】

#### I. 内部質保証の体制

大学全体の内部質保証に責任を負う組織として、学長を委員長とし副学長、研究科長、役職教員等及び事務局により組織する自己点検・評価委員会を内部質保証推進組織として置き、下部組織として FD・自己点検・評価推進委員会を置く。各委員会の役割は次のとおりである。

#### 《自己点検・評価委員会》

1. 次の全学的事項について内部質保証の観点から審議する。
  - (1) 自己点検・評価及び内部質保証の基本方針並びに基本事項の策定等
  - (2) 大学基準協会の評価項目に準拠して行う、隔年毎の自己点検・評価報告書「現状と課題」及び「改善報告書」の作成及び公表
  - (3) 中期構想に沿った事業計画の策定及び報告
  - (4) その他、大学の部署が行う評価活動
2. 自己点検・評価の結果について、理事長に報告し、かつ公表する。
3. 学長は、自己点検・評価委員会の自己点検・評価の結果に基づき、改善が必要と思われる事項については、FD・自己点検・評価推進委員会、各委員会、事務局等に改善を促し、その報告を求めるものとする。

## 《FD・自己点検・評価推進委員会》

1. 自己点検・評価委員会の指示に基づき教育の質保証に向けた活動を実施し、報告する。
2. 各委員会等と連携を図り、次の事項について内部質保証の観点から審議する。
  - (1) 自己点検・自己評価委員会が審議した自己点検・評価項目及び内部質保証の基本方針に則り、点検・評価に必要な根拠資料の作成
  - (2) 学修成果の評価の方針（アセスメント・ポリシー）に基づき、教育活動全体の成果を検証・評価
  - (3) 大学基準協会の評価項目に準拠して行う、隔年毎の自己点検・評価報告書「現状と課題」及び「改善報告書」の（案）を作成
  - (4) 中期構想に基づいた事業計画の策定及び進捗状況の報告（案）を作成
  - (5) その他、大学の部署が行う評価活動

## II. 内部質保証の手続き

自己点検・評価委員会は、教育成果の可視化に関する業務を担う教育支援・教学 IR 室との連携を図り、FD・自己点検・評価推進委員会等に対して、福岡看護大学自己点検・評価委員会規則第 5 条第 2 項に規定する事項に関する内容について、事業計画の達成状況等を踏まえ点検・評価を指示する。

FD・自己点検・評価推進委員会は、各担当委員会等と連携し点検・評価結果を報告書としてまとめ、自己点検・評価委員会に報告する。

自己点検・自己評価委員会は、点検・評価結果を受け、全学的な観点から審議し、改善・改革の指示を出すとともに、その成果を確認する。

このように、自己点検・評価委員会を中心として、全学的な P D C A サイクル（P=Plan 計画を立てる、D=Do 実行する、C=check 評価する、A=Action 改善する）を円滑に回し、改善・改革を推進する。